

Ⅲ 調査の結果

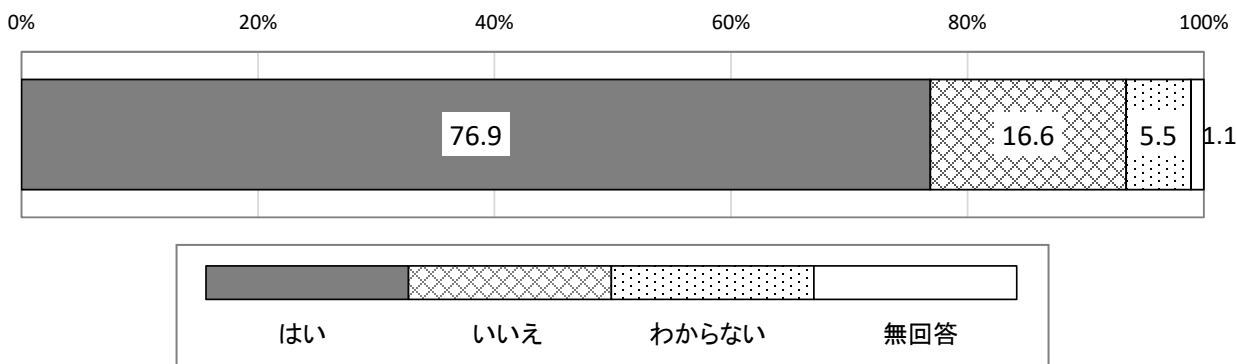
住宅用火災警報器について

全ての住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から 10 年を迎えるにあたり、設置状況を確認するとともに、未設置家庭には設置を、設置家庭には電池又は本体の取り換えを促したいと考えています。

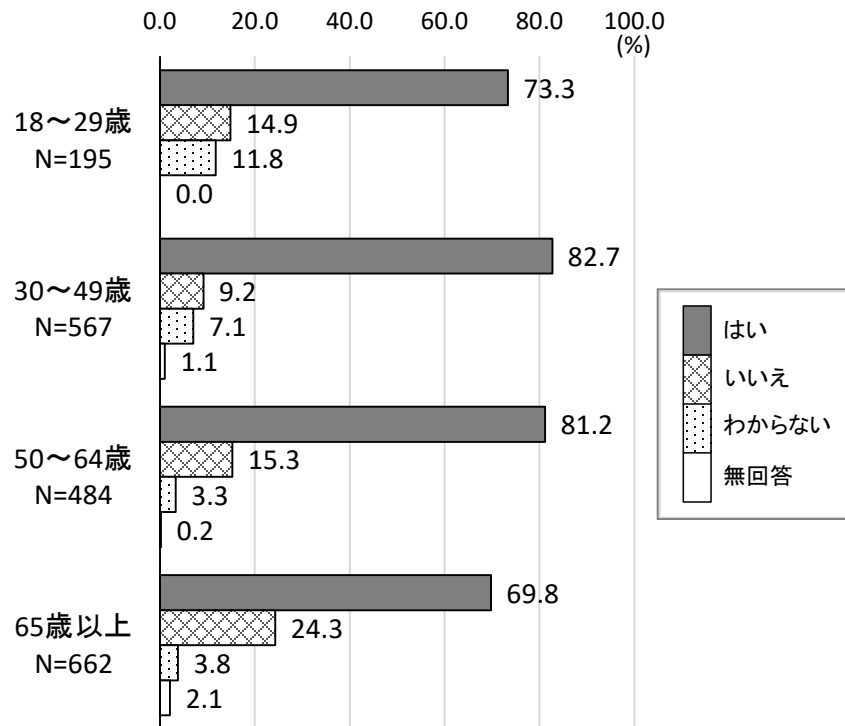
問 11. あなたのお宅に住宅用火災警報器がついていますか。

- 住宅用火災警報器の設置状況は、回答者の 76.9%が、「はい」（ついている）としている。
- 年齢（4区分）別にみると、『65 歳以上』で「はい」が 69.8%で、「いいえ」（ついていない）が 24.3%となっており、他の年齢区分より、「いいえ」の割合が 10 ポイント程度多い。
- 住まいの種別にみると、『持ち家（一戸建て、長屋建て）』で「はい」が 66.8%、「いいえ」が 26.4%となっており、他の種別より「いいえ」の割合が多い。

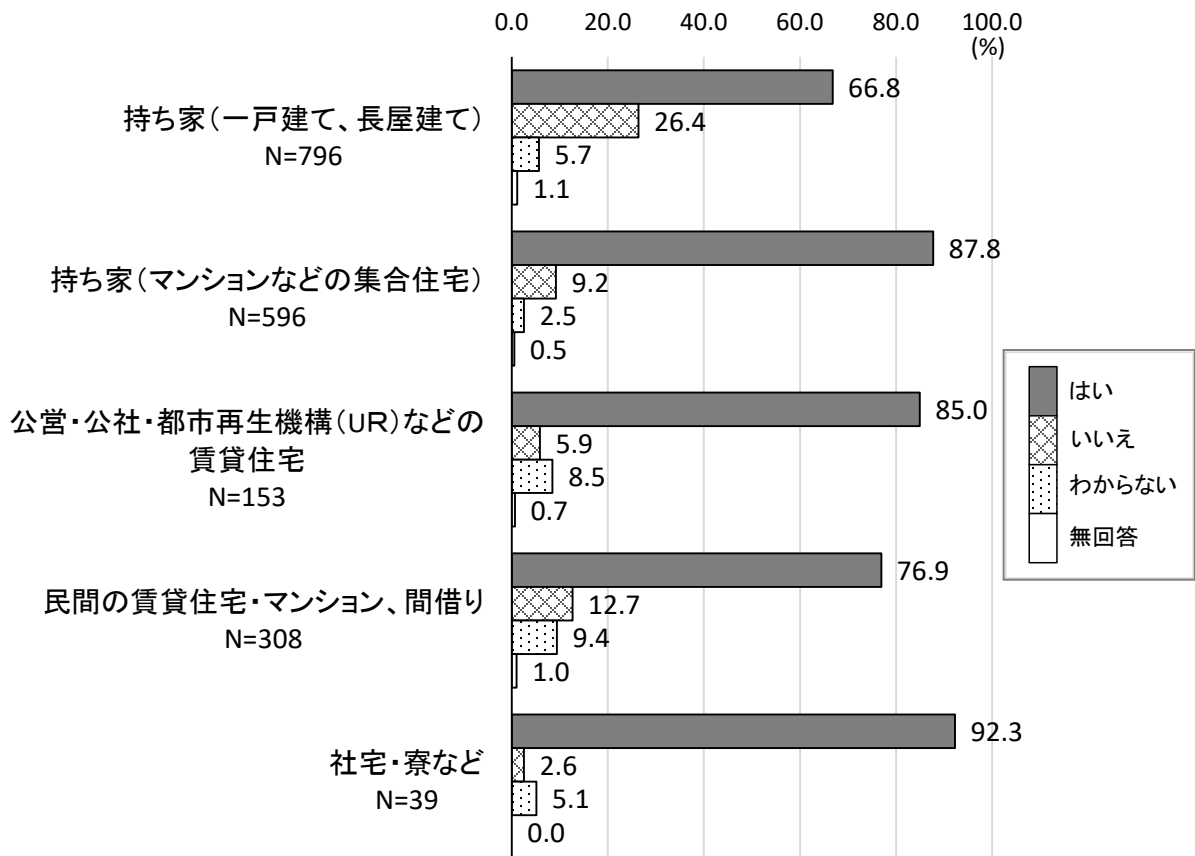
(N=1,915)



■年齢（4区分）別 設置状況



■住まいの種別 設置状況

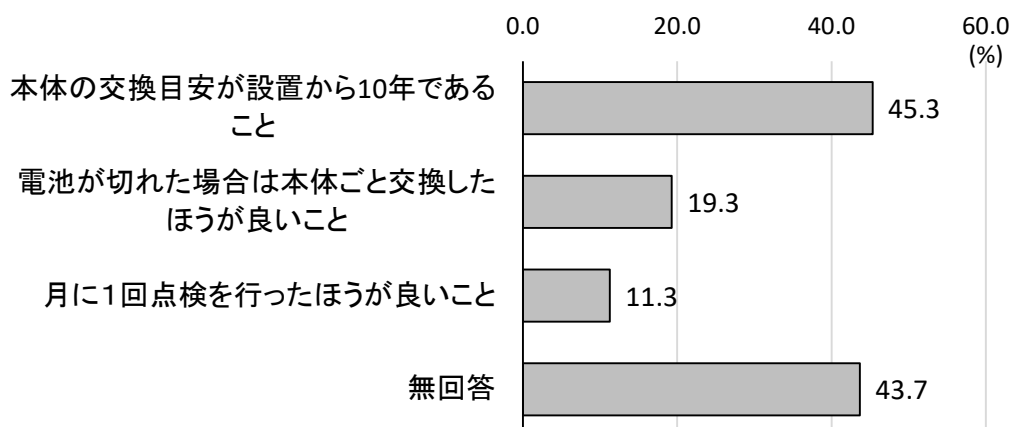


問 12. 問 11 で「はい」と答えた方にお聞きします。

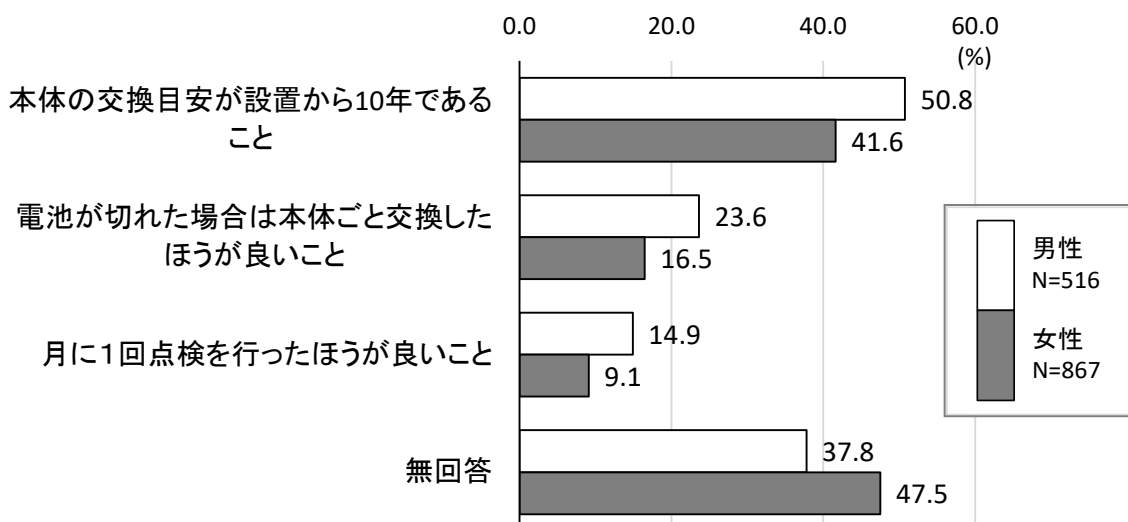
住宅用火災警報器の維持管理に関する以下の項目のうち、知っているものすべてに○をつけてください。

- 住宅用火災警報器を設置している回答者（該当者数 1,472 人）に維持管理として知っている項目を質問したところ、「本体の交換目安が設置から 10 年であること」が 45.3%となっている。
- 「電池が切れた場合は本体ごと交換したほうが良いこと」は 19.3%、「月に 1 回点検を行ったほうが良いこと」は 11.3%と、知っている人の割合が少ない。
- 性別にみると、いずれの維持管理方法も『女性』より『男性』のほうが知っているとした割合が多い。
- 年齢（4 区分）別にみると、「本体の交換目安が設置から 10 年であること」は、年齢区分が上がるほど認知状況が高く、『65 歳以上』では 56.7%と半数以上が知っている。なお、無回答も 32.9%と他の世代より少ない。

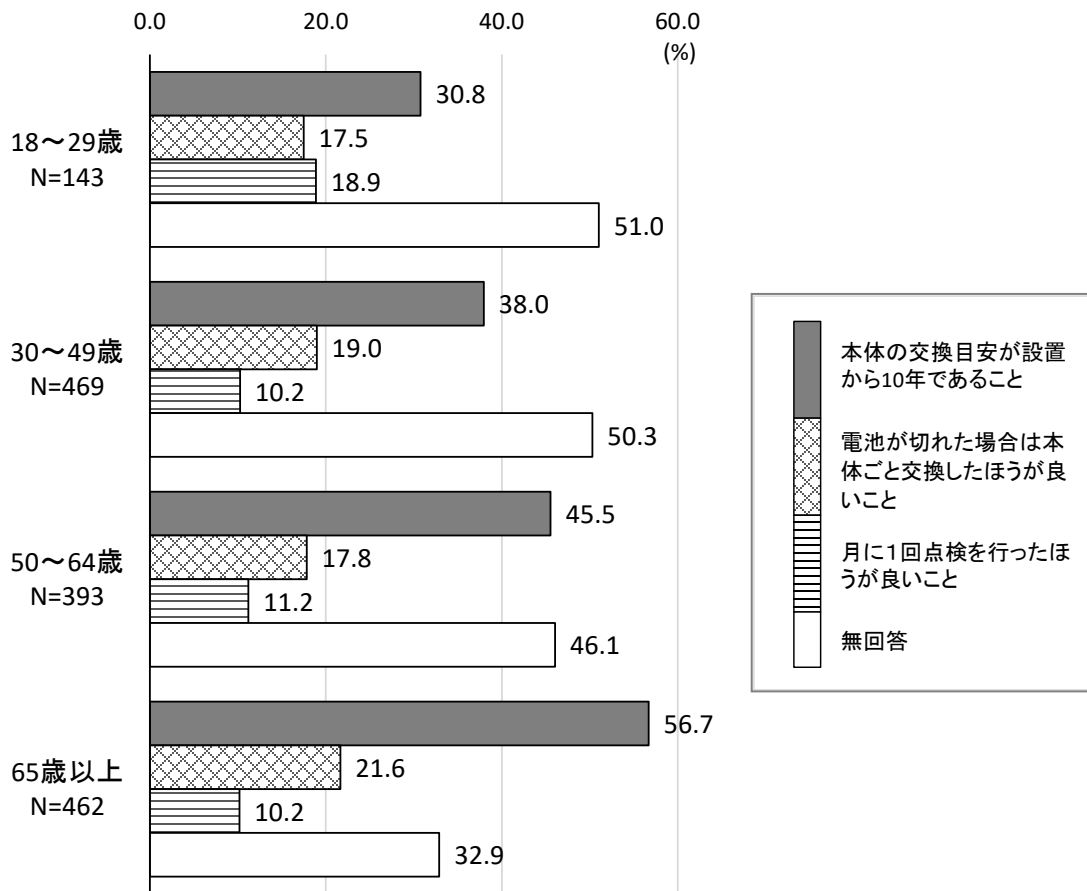
(N=1,472)



■性別 知っている維持管理方法



■年齢（4区分）別 知っている維持管理方法

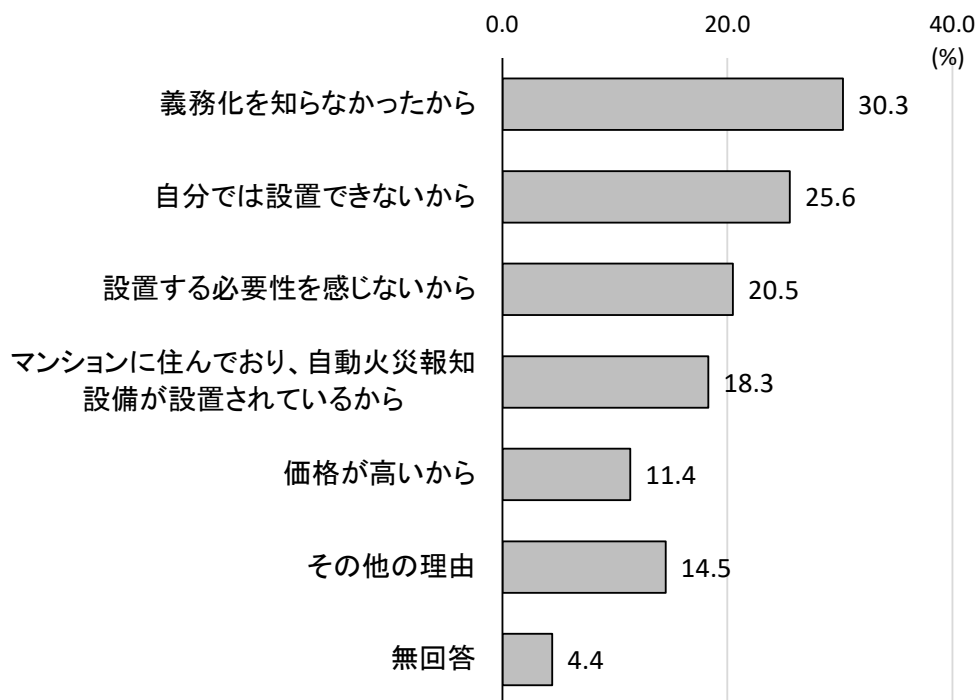


問 13. 問 11 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。

住宅用火災警報器がついていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 住宅用火災警報器がついていない回答者（該当者数 317 人）に、ついていない理由を質問したところ、「義務化を知らなかったから」が 30.3%、「自分では設置できないから」が 25.6%、「設置する必要性を感じないから」が 20.5%となっている。
- 「その他の理由」として、「オール電化だから」、「賃貸住宅だから」、「まだ設置できていない」、「以前はあったが壊れた・やめた」などがあがっている。
- 年齢（4区分）別にみると、「自分では設置できないから」については、年齢区分が上がるほどその割合が増えており、『65歳以上』では 28.0%となっている。

(N=317)



■年齢（4区分）別・住まいの種別 住宅用火災警報器がついていない理由

単位：%

		N (人)	義務化を 知らな かったから	自分では 設置で きないから	設置する 必要 性を 感じ ない から	マン ション に 住 ん で お り、 自 動 火 災 報 知 設 備 が 設 置 さ れ て い る か ら	価 格 が 高 い か ら	そ の 他 の 理 由	無 回 答
全 体		317	30.3	25.6	20.5	18.3	11.4	14.5	4.4
年 齢 (4 区 分) 別	18～29 歳	29	24.1	13.8	17.2	10.3	13.8	24.1	10.3
	30～49 歳	52	32.7	23.1	9.6	30.8	7.7	11.5	0.0
	50～64 歳	74	25.7	27.0	20.3	10.8	13.5	18.9	5.4
	65 歳以上	161	32.9	28.0	24.8	19.9	11.2	11.8	3.7
住 ま い の 種 別	持ち家 (一戸建て、 長屋建て)	210	38.6	29.5	28.6	0.0	15.2	15.2	3.3
	持ち家 (マンションなど の集合住宅)	55	10.9	9.1	0.0	78.2	0.0	9.1	1.8
	民間の賃貸 住宅、マンシ ョン、間借り	39	20.5	30.8	10.3	23.1	10.3	20.5	7.7

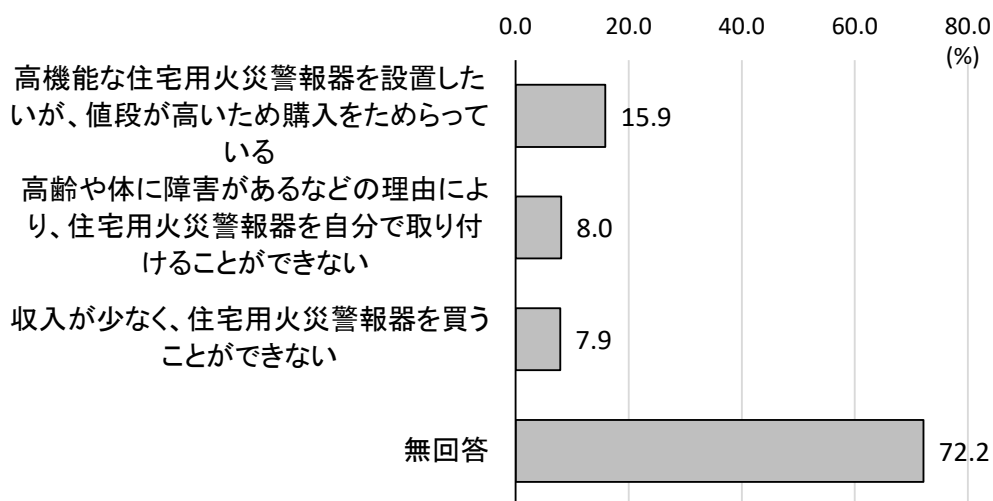
※「住まいの種別」で N 数が 10 未満の「公営・公社・都市再生機構 (UR) などの賃貸住宅」、「社宅・寮など」、「その他」については省略している。

問 14. すべての方にお聞きします。

あなたは住宅用火災警報器に関して、以下のようなことを感じたり、身近な人から聞いたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 住宅用火災警報器に関して、感じたり、身近な人から聞いたりしたことについては、「高機能な住宅用火災警報器を設置したいが、値段が高いため購入をためらっている」が 15.9%、「高齢や体に障がいがあるなどの理由により、住宅用火災警報器を自分で取り付けることができない」が 8.0%、「収入が少なく、住宅用火災警報器を買うことができない」が 7.9%となっている。
- なお、72.2%が無回答である。

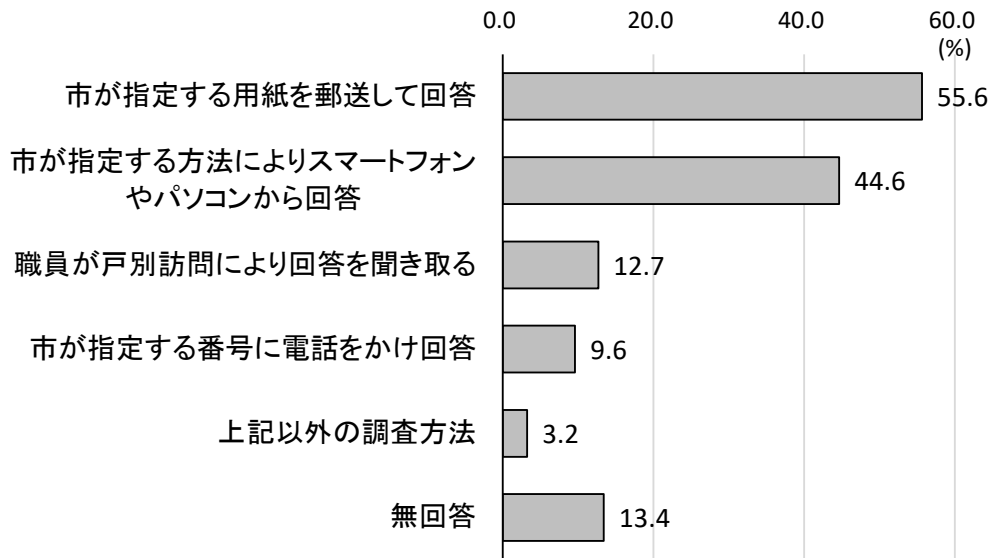
(N=1,915)



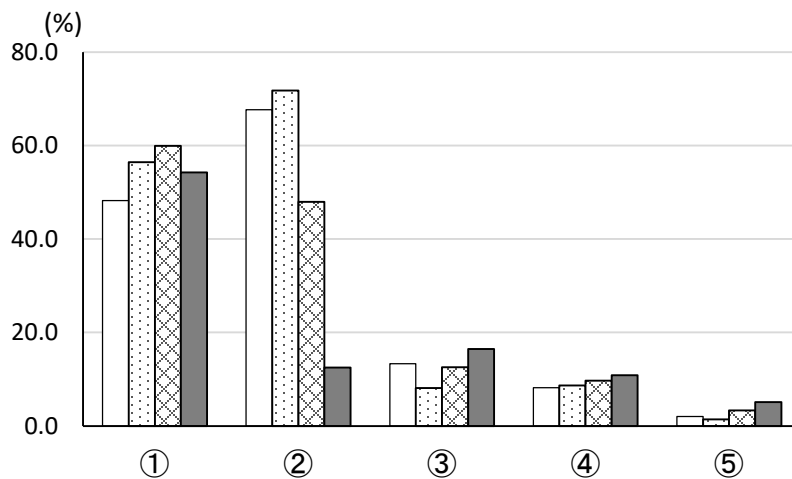
問 15. 住宅用火災警報器の設置促進のためには、今後も住宅用火災警報器の設置状況を調査する必要があります。設置状況調査について、どのような方法であれば協力できますか。協力できるものすべてに○をつけてください。

- 住宅用火災警報器の設置状況の調査について協力できる方法は、「市が指定する用紙を郵送して回答」が 55.6%、「市が指定する方法によりスマートフォンやパソコンから回答」が 44.6%となっている。
- 年齢（4区分）別にみると、「市が指定する用紙を郵送して回答」は、いずれの年齢区分でも 50%前後となっている。
- 「市が指定する方法によりスマートフォンやパソコンから回答」では、年齢区分が上がるほど、選択した割合が少なくなっており、『18～29 歳』、『30～49 歳』では 7 割前後となっているが、『65 歳以上』は 12.5%にとどまる。
- 「職員が個別訪問により回答を聞き取る」では、『30～49 歳』が他の年齢区分より少ない。
- 選択肢以外の調査方法として、「業者による調査実施」、「コミュニティ単位での調査」などがあがっている。なお、「マンション等で定期点検・取り換えをしている」との記載もある。

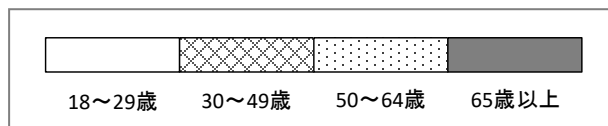
(N=1,915)



■年齢（4区分）別 希望する設置状況調査



※項目欄の番号は下表の各番号を示している。



単位：%

	N (人)	①	②	③	④	⑤
		市が指定する用紙を郵送して回答	市が指定する方法によりスマートフォンやパソコンから回答	職員が戸別訪問により回答を聞き取る	市が指定する番号に電話をかけ回答	上記以外の調査方法
全体	1,915	55.6	44.6	12.7	9.6	3.2
18~29歳	195	48.2	67.7	13.3	8.2	2.1
30~49歳	567	56.4	71.8	8.1	8.6	1.4
50~64歳	484	59.9	47.9	12.6	9.7	3.3
65歳以上	662	54.2	12.5	16.5	10.9	5.1

施策に向けての一言 <住宅用火災警報器について>

総務省消防庁の調査結果によると、令和元年（2019年）の住宅火災件数は10,784件である。この件数は火災件数37,683件の約3割に相当する。3割と聞くと少ない印象を受けるかもしれないが、住宅火災による死者数1,000人は、火災による全死者数の約7割である。

住宅用火災警報器の設置は、住宅火災の被害を抑える有効な手段である。実際に総務省消防庁は、住宅に火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、火災による死者数などが半減することを指摘している。

以上の背景に基づき、西宮市民の住宅用火災警報器の設置状況について調べたところ（問11）、全体の76.9%が「ついている」と回答しており、2割以上が「いいえ」や「わからない」と回答していた。一戸建ての持ち家に住む人や、高齢者ほど「ついている」旨の回答をしていることも調査の結果、明らかになっている。これらは、住宅用火災警報器の設置の必要性について、さらに周知していく必要があることを示す。

ただし上述の通り、既に多くの世帯に住宅用火災警報器は設置されている現状にある。住宅用火災警報器の設置義務化について知らない人が多数であることや（問13）、一戸建てに住む高齢者が知らない傾向がある点に鑑みれば、西宮市民全体に住宅用火災警報器の設置を呼びかけるよりも、特に設置しないと考えられる特定の世帯などに的を絞って広報する必要がある。

このように特定の世帯に注目して設置状況の調査を行う場合、その方法については十分な注意を要する。設置状況に関する調査方法への認識を尋ねた結果を見ると（問15）、65歳以上になると「市が指定する方法によりスマートフォンやパソコンから回答」の選択率が激減していた。つまり、用紙を郵送や戸別訪問、電話といった方法で設置状況を調査しないと、行政が把握すべき対象からこれらの回答者が漏れてしまう可能性がある。そのような問題を防ぐためにも、どのように調査するか判断は慎重に行う必要がある。

なお、住宅用火災警報器を設置している人にも、これらの特徴に見合った広報などを行っていく必要はある。調査結果を見ると、西宮市民の多くが維持管理方法に熟知しているわけではなく、また、交換や定期点検の必要性についても理解は十分ではない（問12）。マンション住まいの人など、既に住宅用火災警報器の設置が見込まれる対象へは、まだ周知が徹底されていない諸点について重点的に伝えることも、今後の方向性の一つとして検討すべきである。

（関西学院大学 善教将大）